

# 令和4年度 中国地方整備局コンプライアンス取組状況

注) 青線囲み部分は「推進計画」、赤線囲み部分は「取組状況」、  
緑線囲み部分は「コンプライアンス推進本部長による評価」を記述

## はじめに

中国地方整備局では、平成24年11月に「中国地方整備局コンプライアンス推進本部」を設置し、発注事務に係る法令の遵守及び綱紀の保持並びに公正性及び倫理性における社会的要請に適合するため、毎年度「コンプライアンス推進計画」を策定の上、それを実施、点検、分析・評価、改善しながら、継続的にコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化に取り組んできたところである。

職員一人ひとりが国家公務員法、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等の関係法令を遵守することの重要性を深く認識するとともに、中国地方整備局に対する社会的要請に的確に応え、その使命を果たしていくという意識を常に持ち行動しなければならない。

行動にあたっては、公務員としての自覚を持ち、「公平・公正」に業務を進めて行くことが肝要である。いかなる場合においても、どのような姿勢で業務や生活にあたるべきかしっかり考えて行動すべきであり、具体的には、「えこひいきをしない」、「うそをつかない」、「ずるをしない」これら基本的なルールを守る必要がある。

引き続き、推進計画においては、職員一人ひとりのコンプライアンス意識をより高いレベルで維持し、コンプライアンスを職場の隅々にまで浸透・定着させるため、これまでの取組に創意工夫を加えて、より効果的となるよう実施していくものとする。加えて、コンプライアンス体制を有効に機能させるには、職場内の良好なコミュニケーションが重要であるため、風通しの良い職場環境づくりにも、より一層積極的に取り組んでいくものとする。

# 1 コンプライアンスの徹底

## (1) 発注者綱紀保持の周知徹底

- ① 国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令及び発注者綱紀保持規程の遵守の重要性について、出前講座、職員研修、コンプライアンス・ミーティング、eラーニングを通じて、周知徹底する。
- ② 発注担当職員が事業者等との適切な応接の実施を図るため、発注者綱紀保持マニュアルに定める事業者等との応接方法及び事業者等から不当な働きかけを受けた場合の記録・報告の義務付けについて周知徹底する。
- ③ 発注担当職員が発注事務を適正に行うため、発注者綱紀保持マニュアルに定める「発注事務の各段階において特に留意する点」について周知徹底する。

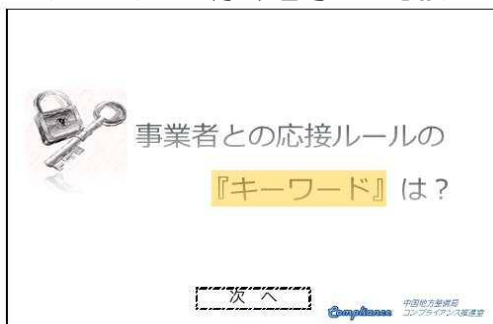
### ■ 取組み

コンプライアンス出前講座、職員研修、コンプライアンス・ミーティング、eラーニング、ポップアップを通じて関係法令及び発注者綱紀保持規程の遵守の重要性について周知徹底を行った。また、出前講座開催時や内部監査の実地検査において、執務室への立入制限の掲示状況や打合せスペース周辺における情報漏洩防止対策、事業者等との対応状況などの確認を行った。

各事務所等が行った主な取組みは以下のとおり。

- ・ 事務所内の打合せスペースを確認し、オープンな場所に対応ができていないか点検を実施した。
- ・ やむを得ず一人で打合せ対応を行った場合の事後報告が適正に行われているか点検を実施した。
- ・ 新規採用職員や若手職員を対象にコンプライアンス勉強会を実施した。

### ■ ポップアップ（事業者等との応接ルール）



### ■ コンプライアンス勉強会 実施状況



採用2年目までの職員を対象とした  
倉吉・日野川合同勉強会

## (2) 公務員倫理等の周知徹底

国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員法、国家公務員倫理法や倫理規程の遵守について、上記に掲げる出前講座や倫理週間等の機会を通じて周知徹底する。

### ■取組み

コンプライアンス出前講座、職員研修、講習会等を通じて、職員が繰り返し発注者綱紀保持及び公務員倫理に関して受講できる機会を設け、意識の醸成を図った。

国家公務員倫理週間においては、局長からのメッセージを職員に発信するとともに、倫理月間パンフレットにより、この機会に倫理行動規準を再確認し、国民の疑惑や不信を招く行為をしないよう周知した。

各事務所等が行った主な取組みは以下のとおり。

- Teamsにコンプライアンスに関するチャンネルを設定し、不祥事案等を共有し注意喚起を行った。
- 12月の国家公務員倫理月間において、庁内放送、メール及びポップアップメッセージにより周知徹底した。また、全職員がeラーニングによる公務員倫理の学習を行った。

### ■局長メッセージ

#### 国家公務員倫理月間にあたって

職員の皆さん、中国地方整備局長の森戸 義貴です。

12月の令和4年度国家公務員倫理月間にあたり、私から職員の皆さんにメッセージをお送りします。

これまでのコンプライアンスに係る各種の取組により、職員の皆さんの意識は全体として相当高まっていると感じているところです。

しかしながら、国土交通省全体では、昨今、北海道開発局及び九州地方整備局の不正事案以外にも、大きな問題となりかねない事案が少なからず生じています。

このような状況を鑑みると、若手職員からベテラン職員まで、職員全員がそれぞれに求められる行動を意識し、より一層のコンプライアンス推進に取り組む必要があると考えます。

私たち中国地方整備局は、中国地方における社会資本の整備・維持管理を行うとともに、災害への対応など、地域社会の安全・安心に直結した重要な業務を担い、これらの対応について、地域の皆さんから高い評価をいただいているところです。

こうした地域の皆さんからの期待と信頼に応えていくためにも、職員の皆さん一人一人が国民全体の奉仕者として自身と誇りをもって業務を遂行していただくとともに、国家公務員として、職場の業務及び職場外の様々な場面で自らの行動を律することが極めて重要です。

職員の皆さんには、この国家公務員倫理月間を機会に、倫理保持のルールを再確認するとともに、出前講座、コンプライアンス・ミーティング等により、さらなるコンプライアンス意識の向上に努めていただきたいと思います。また、疑問や気づいたことがあれば、上司や通報・相談窓口にご相談していただきたいと思います。

管理職員の皆さんには、「風通しの良い職場づくり」に積極的に取り組んでいただくとともに、自らはもちろん、日頃から部下職員の倫理観やコンプライアンスの保持に目を配り、職員が自信と誇りを持って業務を遂行できる環境づくりに努めていただくよう、お願いします。

令和4年11月30日  
中国地方整備局長（倫理管理官）

森戸 義貴

### (3) 入札談合に関わった場合の懲戒処分、損害賠償請求等についての周知徹底

入札談合に対する違法性の認識を深めるため、「2 職員のコンプライアンス意識の醸成」に掲げる出前講座や職員研修等において、過去に生じた不祥事案に関し当該事案の要因・背景を説明し、(ア) 入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、(イ) 自ら望まなくとも周囲の状況次第で入札談合等の事案に巻き込まれることがあり得ることについて、周知徹底を図る。

#### ■ 取組み

出前講座や職員研修等において、過去に生じた不祥事案に関し当該事案の要因・背景を説明し、(ア) 入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事罰等が課せられるだけでなく、社会的な制裁や家族、職場にも多大な影響を与えることについての認識を高め、(イ) 自ら望まなくとも周囲の状況次第で不祥事に巻き込まれる可能性があることについて考えさせるとともに、日常的な行動についてセルフチェックすることにより、コンプライアンス違反に繋がる問題点の認識と入札談合関与行為の防止に向けた意識づけを図った。またポップアップ表示により注意喚起を行った。

各事務所等が行った主な取組みは以下のとおり。

- 入札談合の防止について、公正取引委員会より講師を招き、講習会を開催した。

#### ■ ポップアップメッセージ

**「官製談合」を知っていますか？**

入札談合関与行為とは発注機関の職員が以下の行為を行うことです。  
(官製談合防止法第2条第2項)

- ① 談合の明示的な指示
- ② 受注者に関する意向の表明
- ③ 発注に係る秘密情報の漏えい
- ④ 特定の談合の帮助

次へ

中国東方総務局  
コンプライアンス推進室

**『入札談合』に関与すると高い代償を払うことになります**

- ・懲戒処分
- ・損害賠償
- ・刑事責任 懲役・罰金
- ・給与・退職金・年金への影響
- ・国民の信頼失墜
- ・社会的地位失墜
- ・実名報道
- ・家族にも大きな影響 など

中国東方総務局  
コンプライアンス推進室

#### ■ 講習会資料（公正取引委員会）

**公正取引委員会**  
Japan Fair Trade Commission

**入札談合の防止に向けて**  
～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～

令和4年12月7日(水)

公正取引委員会  
キッズ版キャラクター  
「たけのこ」

公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所中国支所

**1. 講習の目的について**

- ① 独占禁止法の知識の習得  
事業者による入札談合を防止  
**入札談合をさせない**
- ② 入札談合等関与行為防止法の知識の習得  
発注機関の職員が入札談合に関する官製談合の発生を防止  
**入札談合に関わらない**

**ポイント!**  
入札談合・官製談合の未然防止のためには、職員一人一人が独占禁止法・入札談合等関与行為防止法に関する正しい知識を身に付けることが重要!

中国東方総務局  
コンプライアンス推進室

#### (4) 事業者に対する発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組みについての協力依頼

発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組みや、コンプライアンス推進計画について、ホームページや会合等を通じて、事業者、事業者団体等に協力を依頼する。

また、執務室の入口等に、事業者等の執務室への自由な出入りが制限されている旨を掲示するとともに、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格者に送付する一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組みの協力依頼文書を同封し、協力を依頼する。

#### ■取組み

中国地方整備局ホームページの「コンプライアンス推進計画」バナー内「有資格業者の皆様へ」上に、「発注者綱紀保持の取組み等についての協力依頼」を常時掲載するとともに事業者団体との意見交換会等の場においても協力依頼を行った。また、執務室の入口等に、事業者等の執務室への出入りが制限されている旨を掲示するとともに、建設工事等の競争参加資格者に送付する一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に、同協力依頼とリーフレットを同封し、対応ルール等の周知を図った。同封した協力依頼文書には、コンプライアンス推進計画や事務所ごとの応札状況等について閲覧できるように、アドレスを記載して周知した。

各事務所等が行った主な取組みは以下のとおり。

- 事業者に対して意見交換会などでリーフレットを配布し発注者綱紀保持に関する取組みへの協力を依頼した。また、事務所ホームページに取組みについての協力依頼を掲載した。

#### ■協力依頼文書

##### 発注者綱紀保持の取組み等についての協力依頼

##### 有資格業者の皆様へ

(コンプライアンス担当者様)

中国地方整備局長

中国地方整備局では、発注者としての関係法令の遵守はもとより、服務規律の確保を図るとともに、事業者との応接にあたっては国民の疑惑を招くような行為は厳に慎むことを徹底するために、職員が守るべき規範として、平成18年4月に「中国地方整備局発注者綱紀保持規程」を制定し、発注事務に係る綱紀保持を徹底しているところです。

平成24年10月に高知県内における国土交通省発注の土木工事に、当省の職員が入札談合等関与行為を行ったとして、公正取引委員会から「官製談合防止法」に基づく改善措置要求等を受けたことから、国土交通省として取り組むべき「再発防止対策」がとりまとめられ、中国地方整備局としても「コンプライアンス推進計画」を策定し、その中で更なるコンプライアンスの推進の強化に取り組んでおります。

今般あらためて中国地方整備局の発注者綱紀保持の取組みと国家公務員倫理の遵守について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、発注者として、今後とも応札・落札状況を継続して注視しており、談合情報や談合疑義事案には談合情報マニュアルに従って厳正に対処することとしております。

・事務所毎の平均落札率等の関係資料は、こちらをご覧ください。↓↓↓

中国地方整備局HP：<https://www.cgr.mlit.go.jp/order/jimusyo/jimusyorakusatu.html>

##### 【発注者綱紀保持の取組みの紹介】

- 職員が事業者の皆様と応接するときは、**オープンな場所で複数の職員で対応**することを基本としております。
- 事業者の皆様は**執務室への出入りを制限**させていただいております。
- 発注事務に関して、職員が事業者の皆様から**不当な働きかけ(例えば、未公表情報の提供要請等)を受けたときは、これを報告、記録、公表**することとしております。
- 職員が発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事実を確認した場合の**通報制度**を設けております。

##### 【国家公務員倫理法等の紹介】

- 職員が「契約の相手方」、「許認可の相手方」等の利害関係者から、**金銭、物品の贈与、酒食等のもてなし、無償でサービスの提供を受けること**や利害関係者と**麻雀・ゴルフ・旅行等をする**ことなどは、国家公務員倫理法・倫理規程において禁止されています。

・コンプライアンス推進計画など関係資料は、こちらをご覧ください。↓↓↓

中国地方整備局HP：<https://www.cgr.mlit.go.jp/soumu/compliance/index.html>

##### 【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 適正業務管理官

広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館

電話 082-221-9231 内線2121

■協力依頼リーフレット（表）

事業者の皆様へ

## 発注者綱紀保持にご協力願います

中国地方整備局では、発注事務に係る綱紀保持に取り組んでいます。  
～事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします～

執務室への入室を制限しています。ご用の方は、受付カウンター、もしくは付帯の職員にお申し出ください。

応接・打合せは、オープンな場所・複数の職員でお願いします！



**不当な働きかけをしてはいけません！**

不当な働きかけとは、公表前における

- 予定価格を聞き出す行為
- 非公開の情報を聞き出す行為
- 入札参加者を聞き出す行為
- 競争野郎を聞き出す行為

不当な働きかけは、記録・公表されます！

等の個別契約に関する要求行為が該当します。

Compliance <問い合わせ先> 中国地方整備局 発注業務管理室 089-221-9231

※詳しくは、中国地方整備局IP「コンプライアンス推進計画」をご覧ください。



■協力依頼リーフレット（裏）

## 中国地方整備局では 国家公務員倫理の徹底に取り組んでいます

～事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします～


国家公務員倫理規程では  
契約の相手方等は「**利害関係者**」に該当します。

～国家公務員と**利害関係者**との間で禁止される行為の例～

- NGI 香典・錢別・歳暮等の名目を問わず、金銭・物品等の贈与を受けること  
※広く一般に配布するための宣伝用物品や記念品を除きます。
- NGI 酒食等のもてなしなど、供応接待を受けること  
※会費での期間限定飲食、多数の者が出席する立食パーティーを除きます。
- NGI 金銭の貸付けを受けること
- NGI 自動車による送迎など、無償でサービスの提供を受けること
- NGI ゴルフや旅行を共にすること
- NGI 第三者に対して上記のような行為をさせること

Compliance <問い合わせ先> 中国地方整備局 発注業務管理室 089-221-9231

※詳しくは、国家公務員倫理委員会へお問い合わせください。



■評価

公務に対する信用を確保し、いささかも国民の疑惑や不信を招くことのないよう、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての使命感を高く持ち、常日頃から自らを律する必要があるとの認識のもと、引き続き、発注者綱紀保持及び公務員倫理の徹底を図る。併せて、事業者に対する情報提供、協力依頼を行うことにより取り組みへの理解の推進を図る。

## 2 職員のコンプライアンス意識の醸成

職員個々のコンプライアンス意識の醸成を図るため、繰り返し、コンプライアンスに関する講座・研修・講習会等を受けられるような体制を作る。なお、実施にあたっては、他整備局との情報交換を行って好事例の収集に努め、より効果的に実施できるよう工夫する。

また、局長等組織のトップは、直接、職員にコンプライアンスについて伝える機会を作るとともに、日頃から事案に応じた「報告・連絡・相談」が適時適切に実行されるよう、風通しの良い職場づくりに取り組む。

### ■ 取組み

令和4年度においては、コンプライアンス出前講座、職員研修、講習会等を通じて、職員が繰り返しコンプライアンスについて考える機会を設けた。

なお、実施にあたっては、他地整と情報交換を行い、他地整の好事例をコンプライアンス・ミーティングやセルフチェック等に活用し、効果的に実施した。

また、事務所長等は、着任時挨拶等において、コンプライアンスに関する姿勢を伝えた。

各事務所等が行った主な取組みは以下のとおり。

- ・ 事務所長自らメッセージを全職員に発信した。
- ・ 「報連相」「おひたし」のポスターを掲示し、風通しの良い職場風土の醸成を図った。

### ■ 森戸局長 2023年頭挨拶



2023年頭あいさつ  
局長 森戸 義貴

皆様、明けましておめでとうございます。  
今年の年末年始は比較的天候も穏やかで、皆様も久しぶりにご家族とゆっくり過ごす時間もあったのではないのでしょうか。また、中国地方整備局全体でみましても、特に何か大きな事象が起こったというところもありませんでした。本当に良いお正月が迎えられたのではないかと思います。職員の皆様が無事に全員でこの新しい年を迎えられたこと、まずは嬉しく思います。他方、昨年末の降雪対応にあたっていただきました職員の皆様、本当におつかれさまでした。申し上げますのが遅くなりましたが、改めてここで御礼を申し上げます。

年が明けましたが、まだ新型コロナウイルス感染症については予断を許さない状況であり、「ウイズコロナ」のもとでの業務執行を引き続き行っていかなければなりません。ぜひ、職員の皆様各自で感染予防を実行していただき、そして管理職の皆様におかれましては組織体制整備のため日々ハツレシウが行い、新型コロナウイルス感染症とまっく付き合いつながりながら生活を送っていく、こういったことにもしっかりと配慮いただきたいと思います。

さて、12月の中旬に今年度の補正予算が成立いたしました。中国地方整備局の関係予算は1,405億円です。防災・減災、国土強靱化をはじめとする、この補正予算を執行していくことが、まずは今年のひとつの大きな課題だと思っています。流域治水に関して新しく推進体制がこの1月1日からスタートしていることにも見られるように、この補正予算の執行をしっかりと進めていきたいと思っています。また、年度内には来年度の当初予算が成立すると思っています。来年度にむけてこの3ヶ月で準備を進めていきたいと思っています。それぞれ皆様各自でこの3月末までに何を達成するのかという目標をしっかりと持ちつつ、メリハリをつけながら、ワークライフバランスをしっかりとっていただき、引き続き業務の遂行に進んでいただきたいと思っています。

最後になりますが、12月の倫理月間でも申し上げました、コンプライアンスの強化、そして綱紀粛正は引き続き重要な課題だと思っています。月間は終わりましたが皆様の心の中で、それぞれ一人ひとりが常に意識していただくことが必要だと思います。何か疑問があれば少しそこで立ち止まって考える。そして、大丈夫かな？これでいいのかな？と常に自問自答していただきながら、それぞれの業務、あるいは皆様それぞれの行動、言動に気をつけていただくことが綱紀粛正、コンプライアンスの保持につながっていくと思います。

年初から堅苦しいことを申し上げましたが、冒頭に申し上げましたように本当に良い新年を迎えられたのではないかと想っています。ぜひ、この熱意を1年通して保っていきけるよう皆様と頑張っていきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

(令和5年1月5日 広島県庁舎2号館6階共用7号会議室にて)

最後になりますが、12月の倫理月間でも申し上げました、コンプライアンスの強化、そして綱紀粛正は引き続き重要な課題だと思っています。月間は終わりましたが皆様の心の中で、それぞれ一人ひとりが常に意識していただくことが必要だと思います。何か疑問があれば少しそこで立ち止まって考える。そして、大丈夫かな？これでいいのかな？と常に自問自答していただきながら、それぞれの業務、あるいは皆様それぞれの行動、言動に気をつけていただくことが綱紀粛正、コンプライアンスの保持につながっていくと思います。

## (1) コンプライアンス出前講座

発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、本局職員または各事務所等のコンプライアンス指導者を講師とし、全職員を対象にコンプライアンス講座を実施する。

講義では、実際に発生した不祥事事案（民間事例等を含む）をとりあげて、職員がコンプライアンスを自分のこととして受け止めることができるようにする。

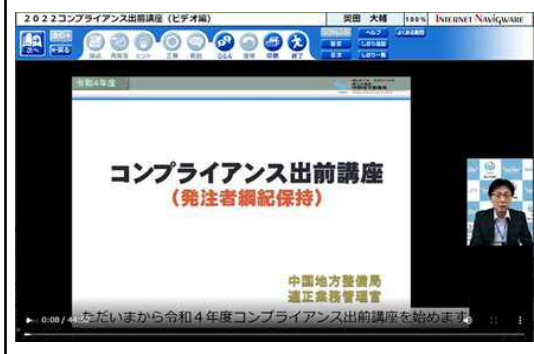
### ■ 取組み

適正業務管理官・人事計画官が講師を務め講義動画を作成し、11月9日にeラーニングシステムで全職員に配信した。受講状況は随時各所属あてメール送信し、各所属コンプライアンス担当者から未受講者に対し受講を促すよう依頼した（全体受講率100%）。

講座では、過去に生じた不祥事事案の背景・要因を分析・説明し、入札談合等関与行為の違法性の認識強化や、不正は必ず発覚し、重大な結果を招くことについての認識を高めた。また、不正に巻き込まれてしまう職員をなくすため、組織で対応することの重要性について認識を高めるよう呼びかけた。また、公務員の不祥事事例を取り上げ、事案の分析・説明をすることで職員が身近なこととして受け止められるよう工夫した。

### ■ eラーニング画面

#### 発注者綱紀保持(ビデオ編)



#### 出前講座(問題編)

##### 令和4年度コンプライアンス出前講座(問題編)

問題1から問題5について回答してください。

##### 問題1

eラーニング受講された令和4年度コンプライアンス出前講座(発注者綱紀保持)中の問題1について回答してください。

- ×

##### 問題5

※令和4年度コンプライアンス出前講座(倫理・服務)を視聴した後、回答してください。

Aさんは、懇親会(19～22時)で生中ジョッキ(350ml)を3杯、ハイボール2杯(ウイスキー60ml)、日本酒を1合飲みました。  
Aさんは、マイカー通勤で毎朝7時に家を出ます。  
懇親会翌日、Aさんはいつもの時間に車で通勤してもよいでしょうか。

### ■ 評価

出前講座において職員に発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性について説明することにより、理解が深まる機会となっており、今後も引き続き実施する。実施方法について、eラーニングでの実施は概ね「良かった」と評価されており、来年度もeラーニング方式を基本として実施する。



## (2) 外部講師によるコンプライアンス講習会

①全職員を対象とするコンプライアンス講習会  
 全職員を対象に、コンプライアンスの知識をより深め、また社会的な要請を理解させることを目的に、各地区で外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。  
 また、職員が講習会後に講義内容を再度確認できるようにする。

### ■取組み

8地区において外部講師によるコンプライアンス講習会を開催し、528名が受講した。また、近隣事務所において開催される講習会にも参加できるよう連絡調整を図った。また、講習会終了後、イントラネットに講義資料を掲載し内容を確認できるようにした。

### ■コンプライアンス講習会開催状況

地区	事務所	講師	演題	開催時期	受講者数
鳥取	鳥取 倉吉	弁護士法人河本・森法律事務所 森永 有紀 弁護士	コンプライアンス研修	R5.2.9	113名 (うちweb94名)
鳥取	日野川	キャリアコンサルタント	働きやすい職場づくり	R4.10.25	37名 (うちweb18名)
島根	松江国道 出雲河川	キャリアコンサルタント	ハラスメントの発生しない働きやすい職場づくり	R4.11.8	142名 (うちweb103名)
島根	浜田	公正取引委員会	入札談合等関与行為防止法研修	R4.12.7	35名 (うちweb22名)
広島	福山	広島県警サイバー犯罪対策課	サイバー犯罪の現状と対策	R5.2.20	39名 (うちweb26名)
広島	三次 土師ダム	公正取引委員会	入札談合の防止に向けて	R4.11.22	42名 (うちweb22名)
広島	三次 土師ダム	三次人権擁護委員協議会	ハラスメントのない職場に向けて	R4.12.15	41名 (うちweb23名)
広島	広島西部砂防	公正取引委員会	入札談合の防止に向けて	R4.12.12	31名 (うちweb16名)
広島	広島国道 中国技術 中国メンテ	公正取引委員会	入札談合の防止に向けて	R4.12.14	48名 (うちweb17名)



## ②幹部職員を対象とするコンプライアンス講習会

幹部職員を対象に、組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力・判断力を養うことを目的に、外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。また、職員が講習会後に講義内容を再度確認できるようにする。

### ■取組み

外部講師を招き、幹部職員（本局課長級、事務所副所長以上）を対象とした講習会を開催し、全員（対象者216名）が受講した。

なお、対面方式の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策として入場者数の制限を行い、対面以外の受講対象者に対しては、講義を録画した動画をeラーニングに掲載し受講させた。また、講義内容を再度確認できるよう講義資料をイントラネットに掲載した。

令和4年8月8日 コンプライアンス講習会  
演題 『コンプライアンス意識の醸成について』

#### 本局



### ■評価

外部講師によるコンプライアンス講習会は、公務職場で気づきにくい問題の把握や、世相を反映したコンプライアンスに関する専門知識を習得できる機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

### (3) 職員研修におけるコンプライアンス講義

中国地方整備局で実施する職員研修の重点実施事項にコンプライアンスの徹底を定め、人材育成研修及び知識・技能研修等のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設ける。

#### ■ 取組み

中国地方整備局で実施した22の人材育成研修、知識・技能研修等のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設定し、管理職を含む延べ445名の職員が受講した。  
人材育成研修では、受講者の階層に応じた具体的な留意点、課題を検討し、研修生参加型の講義内容とした。

#### ■ 研修実施状況

期 間	人材育成研修	参加者 (人)	内訳	
			事務	技術
R4.4.1-6	新規採用職員研修	91	42	49
R4.5.9	新規採用職員講習	1	0	1
R4.6.6-9	管理職（副所長）研修	21	8	13
R4.6.13-16	新任係長（Ⅰ期）研修	46	10	22
R4.7.19-22	初級マネジメント研修	27	20	7
R4.8.22-25	新任係長（Ⅱ期）研修	25	8	17
R4.10.3	新規採用職員講習	1	1	0
R4.11.28-12.1	中堅係長研修	9	6	3
R4.12.1	新規採用職員講習	1	0	1
合計	全9コース	222	95	113

期 間	知識・技能研修（セミナー含む）	参加者 (人)	内訳	
			事務	技術
R4.5.9-13	施工管理技術研修	13	0	13
R4.6.8-10	コンプライアンス（課長等）セミナー	28	21	7
R4.7.4-16	基礎技術Ⅰ研修	27	0	27
R4.7.14,R4.10.25,31	積算・監督研修【港湾】	14	0	14
R4.7.28-8.5	基礎技術Ⅱ研修	28	0	28
R4.8.1-4	行政中級研修	24	24	0
R4.8.26	港湾管理研修【港湾】	9	9	0
R4.9.13-9.16	会計・契約研修	11	11	0
R4.9.15	港湾計画研修【港湾】	10	0	10
R4.10.11-14	行政初級研修	31	31	0
R4.10.17-18	会計事務研修【港湾】	12	12	0
R4.10.20-21	設計技術研修【港湾】	6	0	6
R4.7.4-R5.2.28	港湾現場技術研修【港湾】	10	0	10
合計	全13コース	223	108	115

#### ■ 評価

中国地方整備局で実施する職員研修・セミナー等のカリキュラムに、可能な限りコンプライアンスに関する講義を設け、職員に受講させることにより、受講者は新たな知識を習得するとともに受講者の階層や職務等に応じた具体的な留意点や課題等について考え、意識する機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

## (4) コンプライアンス・ミーティング

各職員が職場内で自発的に意見を出し合うことにより、職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図ることを目的に、コンプライアンス・ミーティングを年4回以上、全職員を対象に実施する。

ミーティングは、職員が自分自身の問題として考えることができる身近な事例あるいは旬な事例を基に、一人ひとりの理解が深まるような共通テーマを本局が提示する。

また、ミーティング結果の報告を義務付け、職員からの意見や質問に対してはフォローアップを行う。

### ■ 取組み

本局及び各事務所等において、コンプライアンス・ミーティングを実施した。

実施にあたっては、ワークライフバランスにも考慮し、時期を定めず年間4回以上の回数指定で実施した。多くの職員が参加できるよう、実施日及びグループの分割や、web会議システムの活用など工夫して行い、第1回100%、第2回100%、第3回99%、第4回99%の職員が参加した（休職者等は除く）。なお、参加できなかった職員に対しては別途個別にフォローアップを実施し、全職員が受講出来るよう配慮した。

ミーティングテーマについては、コンプライアンス推進室から提供されるテーマ（実際に職場でも起こりそうな身近な事例を含む）のほか、倫理月間に合わせて追加テーマを一題追加した。ミーティング時には、職員一人ひとりが自ら考え、活発な意見交換が行えるよう工夫した。また、ミーティング時に提出された質問に対しては、本局で回答を作成しフォローアップを行った。

各事務所等が行った主な取組みは以下のとおり。

- 幅広く意見交換が出来るよう所属の枠を超えてグループを分け、ミーティングを実施し、事務所内のコミュニケーションの円滑化を図った。
- Teamsを活用し、出張所等の移動時間を削減するなど参加しやすい環境作りを行った。

### ■ web会議システムを利用したコンプライアンス・ミーティング 実施状況



### ■ 評価

コンプライアンス・ミーティングは、身近な事例や旬な事例を活用して職員同士が積極的に意見交換し、話を発展させることにより職場のコミュニケーションを活性化させるとともに、風通しの良い職場作り及び自分自身の問題として考える機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

## (5) eラーニング

コンプライアンスに関する知識の向上と意識の定着を目的に、eラーニングを通じた自主学習を推進する。eラーニングでは、職員がより理解を深めることができるよう学習教材を工夫して、コンプライアンスに関する理解度テストや職員自らが自分の行動等を確認するための行動・セルフチェックを行う。

### ■取組み

「発注者綱紀保持に関するDVD」の視聴の他、「発注者綱紀保持規程の条文解説」、「規程等の理解度テスト」、「行動セルフチェック」などの学習教材（合計6教材）を本局にて独自作成し提供した。また、職員毎の履修状況を把握し、未履修者に対し、適宜学習を促した。

### ■学習メニュー内容

◎ コース名	コース系内	所属/クラス名	状態	終了申請
▶ V講習会等ビデオ(2022)	画内	幹部を対象としたコンプライアンス講習会ビデオ(2022)	受講完了	-
▶ 1発注者綱紀保持(DVD)(2022)	画内	中国地方整備局	受講完了	-
▶ 1発注者綱紀保持(条文解説)(2022)	画内	中国地方整備局	受講完了	-
▶ 1テスト①(2022)	画内	中国地方整備局	受講完了	-
▶ 1テスト②(2022)	画内	中国地方整備局	受講完了	-
▶ 1行動・セルフチェック①(2022)	画内	中国地方整備局	受講完了	-
▶ 1行動・セルフチェック②(2022)	画内	中国地方整備局	受講完了	-
▶ ①倫理的な組織風土構築のためにあなたがすべきこと(2022)※幹部職員対象	画内	①倫理的な組織風土構築のためにあなたがすべきこと(2022)※幹部職員対象	受講完了	-
▶ ②公務員倫理を見つめ直す(2022)※対象:幹部職員及び係長級以下職員を除く職員	画内	中国地方整備局	受講完了	-
▶ ③国家公務員に求められる倫理(2022)※対象:係長級以下職員	画内	中国地方整備局	受講完了	-
▶ ④国家公務員倫理セルフチェック(2022)	画内	中国地方整備局	受講完了	-
▶ ⑤二元的な文書管理システム(利用者編)	画内	中国地方整備局	受講完了	-
▶ 公文書管理の基礎的な留意点(2022・全職員対象)	画内	中国地方整備局	受講完了	-
▶ 文書管理者の心構えと役割(2022・文書管理(担当)者対象)	画内	中国地方整備局	受講完了	-
▶ 2022コンプライアンス出前講座(問題編)	画内	中国地方整備局	受講完了	-
▶ 2022コンプライアンス出前講座(ビデオ編)	画内	中国地方整備局	受講完了	-

### ■テスト問題の解説

理解度テスト①
問題1
利害関係者でない事業者からであれば、繰り返し飲食代を負担してもらったり、中元・歳暮を受け取っても問題無い。
正解
「×」
解説
国家公務員倫理規程(以下「倫理規程」という。)第5条第1項で、「職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。」と規定されていることから、社会通念上相当と認められる程度を超えて繰り返し飲食や中元・歳暮を受け取ることは、倫理規程違反となります。

### ■評価

eラーニングは、職員の業務の都合に合わせて適宜学習できるとともに、職員の履修状況を容易に把握することが可能となっており、理解度を図る指標にも活用できていることから、今後も引き続き実施していく。

## (6) コンプライアンスに関する情報提供

コンプライアンス意識を啓発することを目的に、各事務所等の取組の参考となる好事例や実際に発生した不祥事に関する情報を、イントラネット、メール、諸会議等を通じて、職員が自分のこととして考える機会となるよう定期的に提供する。

### ■ 取組み

公務員の懲戒処分等不祥事案をとりまとめ、各部・各事務所等に毎月情報提供した。各部・各事務所等においては、定例会議等を活用し職員周知を行った。これまでの不祥事事例について、項目別に一覧に整理し、過去の事例が容易に検索できるようイントラネットに掲載した。

各事務所等が行った主な取組みは以下のとおり。

- ・ 本局から提供された公務員の不祥事事例を事務所独自のポータルサイトに掲載し、いつでも見ることができるようにし、職員に周知した。

### ■ イン트라ネット掲載状況

(公務員の不祥事事例)

公務員の不祥事等に係る事案 見出し一覧		※緑色のセルをクリックすると該当月の1件目にジャンプします！				※国士交通省案件(文字色)		※地方整備局案件(文字色)	
年月	一般 新 聞 部	参 考 処 理 不 適 正 関 係	公 金 官 物 取 扱 関 係	交 通 法 規 違 反 関 係	ハ ラ ス メ ン ト 関 係	公 務 外 行 行	公 務 外 行 行	公 務 外 行 行	公 務 外 行 行
R4.11月号	6件 R4.11月号へジャンプ	1件 R4.11月号へジャンプ	3件 R4.11月号へジャンプ	1件 R4.11月号へジャンプ	4件 R4.11月号へジャンプ	6件 R4.11月号へジャンプ	6件 R4.11月号へジャンプ	1件 R4.11月号へジャンプ	1件 R4.11月号へジャンプ
R4.10月号	6件 R4.10月号へジャンプ	2件 R4.10月号へジャンプ	1件 R4.10月号へジャンプ	2件 R4.10月号へジャンプ	6件 R4.10月号へジャンプ	6件 R4.10月号へジャンプ	6件 R4.10月号へジャンプ	2件 R4.10月号へジャンプ	2件 R4.10月号へジャンプ
R4.9月号	3件 R4.9月号へジャンプ	2件 R4.9月号へジャンプ	4件 R4.9月号へジャンプ	2件 R4.9月号へジャンプ	9件 R4.9月号へジャンプ	7件 R4.9月号へジャンプ	7件 R4.9月号へジャンプ	0件 R4.9月号へジャンプ	0件 R4.9月号へジャンプ

公務員の不祥事等に係る事案 (一般服務関係)	
見出し一覧へ	
●勤務時間中に離席 (R4.11月号)	
所属	埼玉県北本市
行為者	35歳主任級職員
処分等	戒告
概要等	埼玉県北本市は、35歳主任級職員が離席を繰り返したとして、戒告の懲戒処分にしたと発表した。同市によると、主任級職員は2021年11月から2月までの間、上司の許可なく勤務時間中に離席し、職務専念義務違反となる行為が見られたという。離席が1時間を超える場合も複数回あったという。
●個人情報の記載された書類を持ち帰り (R4.11月号)	
所属	徳島県牟岐町
行為者	20代女性職員
処分等	停職1月
概要等	徳島県牟岐町は、20代女性職員が町民の個人情報が記載された書類を自宅に持ち帰ったなどとして、停職1月の懲戒処分にしたと発表した。同町によると、女性職員は2022年2月から9月までの間、障害者福祉・年金事務にかかる629人分1650件の個人情報の記載された書類を自宅に持ち帰っていたという。町民から「年金保険料免除の申請手続きが出来ていない」と事務処理の遅れを指摘されたことから発覚したものの、女性職員は「書類整理が出来ていなかったため、持ち帰っていた」と話したという。

### ■ 評価

コンプライアンスに関する最新の事例や、公務員に関する不祥事案を確認することで、身近で起こりうる問題として捉え、自分自身の行動や考え方を見つめ直す機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

## (7) コンプライアンス遵守メッセージ表示

職員のコンプライアンスに関する意識の高揚とその徹底を図るため、行政パソコンに、表示内容を工夫しながらコンプライアンス遵守メッセージや抜き打ちテストを表示する。

### ■ 取組み

毎月第3月曜日、午後の業務開始時にコンプライアンス遵守メッセージを表示した。メッセージは、最初の画面に伝えたいキーワードを表示し、次の画面で解説を表示するよう、2段階に分けて掲載するなど工夫した。

〈テーマ〉

- 報告・連絡・相談
- 情報管理
- 事業者との応接ルール
- 不当な働きかけの対応ルール
- 通報窓口（内部窓口及び公正取引委員会等）
- 入札談合関与行為
- お・ひ・た・し

#### ■ (表示例) 情報管理

「情報管理」できていますか?

個人情報 部外者

次へ

部外者が立ち入る箇所や通路では、

在宅勤務においても、秘密の保持に努め

#### ■ (表示例) 情報管理役職表について

問題! 次の空欄を埋めてください

「情報管理整理役職表」について

情報管理総括責任者（局長、事務所長、管理所長）は、それぞれが発注する [空欄] に関する各種情報ごとに、この表の例に準じて管理のルールを定め、情報の適切な取扱いを確保する必要があります。この表は、情報管理責任者及び当該情報を業務上取り扱う者について指定するものです。

令和4年度 コンプライアンス推進室

情報管理整理役職表（発注書前記保持規程第3条の3第1項関係）

次へ

【正解!】 工事、測量及び建設コンサルタント等業務

令和4年度より「測量及び建設コンサルタント等業務」も「情報管理整理役職表」の作成対象です。

各種情報 → 少なくとも「予定価格・調査基準価格・請負工事（業務）費計費書」、「入札参加事業者名」及び「総合評価点」の3種類の情報が対象

なお、この3種類以外に「公表前入札説明書、発注見直し」等その他の情報についても、必要に応じて、管理のルールを設定することも可能です。

情報管理ルールを設定し、秘密の漏えいの防止など、情報の適切な管理を徹底しましょう。

### ■ 評価

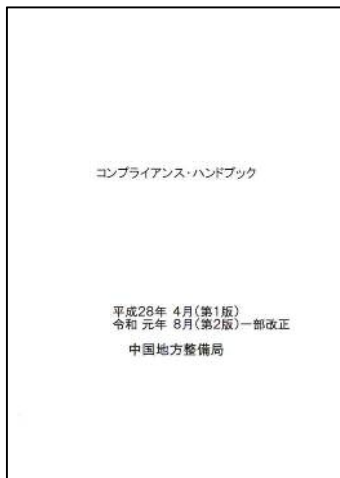
行政パソコンに、職員に伝えたいキーワードをコンプライアンス遵守メッセージとして表示することにより、職員にコンプライアンスについて意識させる機会となっているため、今後も引き続き実施していく。

## (8) コンプライアンス・ハンドブック

日々の行動の中で、疑問に直面したときの対応を確認するために、基本的事項や参考事例等を盛り込んだハンドブックを全職員に配付し、活用を促す。  
また、最新の話題や事例等が反映されるよう事例集の内容を充実させる。

### ■ 取組み

配布したハンドブックをコンプライアンス・ミーティングに持参させ、その記載されている内容を確認しながら、ミーティングを実施した。  
また、新規採用職員研修等の若手職員を対象とした研修では、コンプライアンスに関する基礎的なルールの習得に加え、ハンドブックの具体的な活用方法等、日頃の行動において判断に迷ったり、疑問に直面したときに役立ててもらおうよう活用を促した。



目 次	
1. 国家公務員の職務	2頁
2. 国家公務員の機密	8頁
3. 脱法者網羅保持	15頁
4. 入札割合等開示行為の防止	20頁
5. 不当要求行為関係	23頁
6. 公用機等電話等の管理(個人情報管理)	28頁
7. 交通機関発注者の対応	31頁
8. 飲酒運転の防止	32頁
9. 適正な請負(車両管理業務)	33頁
10. 事例集	35頁

### ■ 評 価

コンプライアンス・ハンドブックは、職員が判断に迷ったり、疑問に直面したときに適切な行動をとるための一助となっているため、最新の話題や事例等が反映されるよう、今後も引き続き内容の充実を図っていく。



### 3 事務所のコンプライアンス指導者の育成

#### (1) 管理職（副所長）研修

事務所等においてコンプライアンス推進の中心的な役割を担うべき副所長を対象として、組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力・判断力を養うことを目的として、管理職（副所長）研修のカリキュラムの内に、コンプライアンス指導者育成の講義等を設ける。その際は、研修生の当事者意識を高める工夫として、研修生参加型やシミュレーション訓練型の講義を活用する。

#### ■ 取組み

副所長を対象とする管理職（副所長）研修を6月に実施し、21名が受講した。組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力・判断力を身につけるために必要なカリキュラムを設け、専門的知識を学習させた。

また、課題研究では、発注者綱紀保持に関する通報があった際の対応方法の検討及び不正の発生しにくい職場づくりについて意見交換を行うことで管理能力及び判断能力の向上を図った。

受講した副所長は、その成果やコンプライアンスに関する情報を定期的に所内会議やメールにより職員に説明・提供を行った。また、事務所内で行うコンプライアンス勉強会等において、フォローアップを行うなどの役割を果たした。

#### コンプライアンス関係講義

	9:15	10:00	11:00	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	15:00	16:00	17:00	17:15	18:00	
6月6日 (月曜日)		接続確認・オリエンテーション 総務部 人事課	11:10 講話 副局長	12:00 休憩	12:30 休憩	13:00 マネジメント ～人と組織の力を引き出す考え方と手法～ 株式会社キャリアアレイズ 代表取締役 濱本ひとみ	13:30	14:00	15:00	16:00	17:00	17:15	18:00	
6月7日 (火曜日)		9:30	2:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	15:00	16:00	17:00	17:15	18:00	
		ワークライフバランスから働き方改革の推進へ 株式会社ワーキングエージェント 経営コンサルタント 藤原 輝		12:00 休憩	12:30 休憩	13:00 コンプライアンス 通正業務管理官	13:30	14:00	15:00	16:00	17:00	17:15	18:00	
6月8日 (水曜日)		9:30	10:30	11:00	11:50	12:00	12:30	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	17:15	18:00
		発注機関におけるコンプライアンス 企画部 技術調整管理官	10:30 休憩	11:00 契約手続きや設計積算に関する最新知識 企画部 技術管理課長	11:50 自習	12:00 休憩	12:30 休憩	13:00 クライシスコミュニケーションの向上 株式会社 時事通信社 解説委員 中川和之	14:00	15:00	16:00	17:00	17:15	18:00
6月9日 (木曜日)		9:30	10:30	11:00	11:50	12:00	12:30	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	17:15	18:00
		不適切事例から学ぶ 総務部 予算調整官	10:30 休憩	11:00 職員に対するメンタルヘルス 総務部 厚生課長	11:50 自習	12:00 休憩	12:30 休憩	13:00 入札手続きにおける不具合防止の取組事例 総務部 契約管理官	14:00 14:30 勤務時間及び業務管理 総務部 人事計画官	15:00 15:10 ハラスメント人事評価制度 総務部 人事計画官	16:00 16:20 休憩	17:00 研修のまとめ 総務部 人事課	17:15	18:00

◆令和4年度 管理職(副所長)研修  
期 間:令和4年6月6日(月)～6月9日(木)  
場 所:MicrosoftTeams

外部講師

#### ■ 評価

副所長は、職場のマネジメントをしっかりと行うことで、コンプライアンス推進の中心的な役割を果たすことから、高度な管理能力・判断力を養う総合的な人材育成研修である管理職（副所長）研修を受講させた。

この研修では、組織の管理者としての自覚と意識を高めるとともに、高度な管理能力、判断力の向上を図ることを目的として今後も引き続き指導者を育成していく。

## (2) コンプライアンス（課長等）セミナー

事務所等においてコンプライアンス推進の実務的な役割を担う課長等を対象に、コンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンス・ミーティングなどを通じ、部下職員へ適切な指導が行えるよう管理職としての資質の向上を図ることを目的に、コンプライアンス（課長等）セミナーを実施する。

### ■ 取組み

事務所の課長及びコンプライアンスを担当する建設専門官を対象とするコンプライアンスセミナーを6月に実施し、28名が受講した。

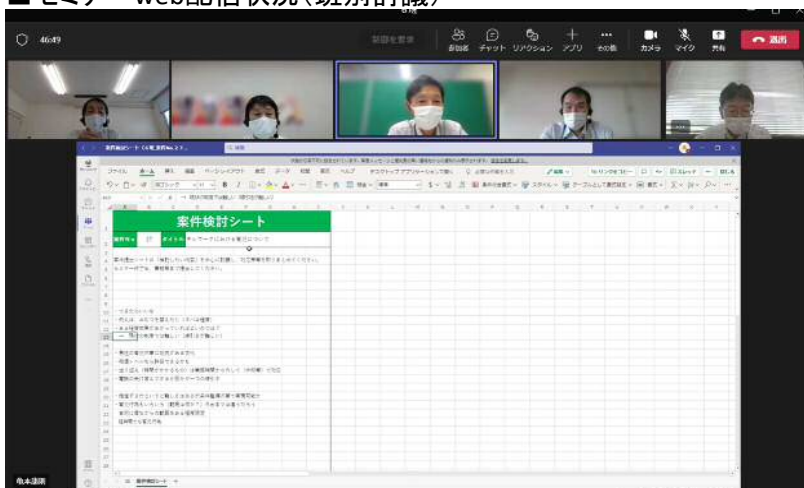
セミナーでは、組織の活性化や協働を促進させるリーダーとしてのスキルアップを目的として、ファシリテーションの講座を設け、有効なミーティングの進め方を学習させた。また、課題研究では、各研修生が職場内における部下指導に関する悩みや課題等について、いかに対応すべきか意見交換を実施した。

受講した課長等は、コンプライアンス・ミーティング時に部下職員へ適切な指導を行うとともに、所内の若手職員を対象とした意見交換会や勉強会を実施するなどの役割を果たした。

### ■ セミナーweb配信状況(ファシリテーション)



### ■ セミナーweb配信状況(班別討議)



### ■ 評価

コンプライアンス（課長等）セミナーを受講した事務所の課長及び建設専門官等が事務所のコンプライアンス推進の実務的な役割を担うことにより、コンプライアンス推進計画に定める取組みが着実に実施されているため、今後も引き続き事務所のコンプライアンス指導者を育成していく。

## 4 コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

コンプライアンスに関する通報窓口への通報は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、また、通報した職員は、通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことについて周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組む。

そのために、通報先などをより分かりやすく記載した「コンプライアンス（倫理）携帯カード」を、全職員に配付し、活用を促す。

また、通報があった場合には、「職員が発注者綱紀保持規程に抵触する事実を確認したときの通報の対応フロー」、「職員が事業者等から不当な働きかけを受けたときの報告の対応フロー」等に基づき、迅速かつ確な対応を行う。

### ■ 取組み

コンプライアンスに関する通報窓口への通報の重要性と、報告は義務であること、かつ通報した職員が不利益な取扱いを受けることがないことについて、コンプライアンス出前講座、職員研修、コンプライアンス遵守メッセージ等を通じて周知した。

また携帯カードは、他地整からの転入者及び新規採用職員など人事異動で転入者があった都度、配布するとともに、随時保有状況を確認した。

#### ■ 整備局窓口（匿名メール、弁護士）

仲間を救う あなたの勇気とその行動

国家公務員法、国家公務員倫理法等、又は発注者綱紀保持規程に抵触すると懸念する事実を確認した場合の通報窓口を下記のとおりです。

**メールで通報ができます**  
tsuhou@cgr.mlit.go.jp

**外部窓口（弁護士）を経由して通報（FAX・郵送）ができます**

発注者特定者による不正な買入行為は、本人の同意がない限り外部窓口（弁護士）に求め、中絶処分を発生させるべきであることをご案内しております。ご安心ください。

倉田・井上法律事務所 倉田弁護士  
【郵便先】〒730-0014 広島市中区上郷町3-25レオビル4F  
【FAX】082-228-6100

倉田・井上法律事務所 倉田弁護士  
【郵便先】〒730-0014 広島市中区上郷町3-25レオビル4F  
【FAX】082-228-6100

※匿名による通報もOKです

#### ■ 他機関窓口（倫理審査会、公取委）

他の相談、通報できる窓口

倫理・倫理規程に関する 通報・相談

独占禁止法及び官製談合防止法に関する 通報・相談

**公務員倫理ホットライン（倫理審査会）**  
【TEL】03-3581-5344  
【FAX】03-3581-1802  
【直通】〒100-8913  
東京都千代田区豊が関1-2-3  
国家公務員倫理審査会事務局  
公務員倫理ホットライン 宛  
【e-mail】jirimin@jilji.go.jp

**公正取引委員会 近畿中国四国事務所中国支所**  
【TEL】062-228-1501  
【FAX】062-223-3123  
【直通】〒730-0012  
広島市中区上八丁町6-30  
（広島合同庁舎第4号館）  
公正取引委員会 近畿中国四国事務所中国支所 総務課 宛

#### ■ 中国地方整備局コンプライアンス（倫理）携帯カード

Compliance Card 中国地方整備局

私たちは国家公務員法、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等の関係法令を遵守し、中国地方整備局に対する社会的要請に的確に対応し社会的責任を果たしていくという意識を常に持ち、行動します。

**あなたの行動を振り返りましょう【発注者綱紀保持編】**

発注担当者であるあなたは、

- 関係法令を遵守すると共に、常に公正な執行と透明性を確保できていますか
- 公表されていない予定価格、競争参加者名、発注計画その他発注事務に関する秘匿を保持できていますか
- 事業としての応募は、オープンな場所で複数の職員で対応できていますか
- 官製談合等の不正行為に対する処分を知っていますか？家族や友人に恥ずかない行動ですか？
- 不当な働きかけを受けた時の対処方法を知っていますか

仲間を救う あなたの勇気とその行動

コンプライアンス及び倫理 通報・相談窓口

内部 メール: tsuhou@cgr.mlit.go.jp  
外部 倉田・井上法律事務所 倉田弁護士  
郵便 〒730-0014 広島市中区上郷町3-25レオビル4F  
FAX: 082-228-6100

公務員倫理ホットライン(国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口)  
TEL: 03-3581-5344 FAX: 03-3581-1802 MAIL: ririnmail@jilji.go.jp  
郵便 〒100-8913 東京都千代田区豊が関1-2-3 WEB: [http://www.jilji.go.jp] 公正取引委員会

※ 上司や周囲の人に相談できない場合、安心して各窓口にご相談ください。  
※ 個人情報は守られるとともに、通報により不利益な扱いを受けることはありません。

（表面）

（裏面）

### ■ 評価

通報制度が適正に運用され、組織内で認知されることにより、違反行為の早期発見や抑止効果が期待できるため、今後も引き続きコンプライアンス関係通報窓口を周知し、適正な運用を実施していく。

## 5 入札契約手続きの見直し及び情報の適切な管理

- ① 平成26年2月6日付け本省通知「高知県内の入札談合事案を踏まえ入札契約手続きの見直しの実施について」等に基づく技術資料と入札書の同時提出等を、施工能力評価型を適用する全ての工事を対象に引き続き実施する。
- ② 発注者綱紀保持規程に基づき、発注事務に関する適切な情報管理を徹底する。特に、部外者が立ち入る箇所では、書類の保管方法を工夫する。
- ③ 工事積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を維持する。
- ④ 情報管理整理役職表を適切に更新し、情報管理責任者が少なくとも毎年度1回点検を行う。
- ⑤ 技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報について、当該工事の担当者以外の者へ情報が漏えいしないよう、適切に書類等の送付や管理等を行う。

### ■ 取組み

上記①～⑤の取組状況は以下のとおり。

- ① 「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」本省通達に基づき、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、手続き期間の短縮を図る必要がある場合を除き、全ての工事において同時提出を実施した。
- ② 発注者綱紀保持規程に基づく情報管理を徹底した。  
特に通路や打合せテーブル付近等、部外者が立ち入る箇所においては、複合機の設置場所や文書の保管方法を工夫して、情報が漏洩しにくい環境を確保した。  
出張所等の書類の保管状況や施錠状態等の点検について定期的（四半期毎）に実施するよう適切な情報管理の周知徹底を図った。
- ③ 工事積算業務と技術審査・評価業務の分離については、引き続き体制を維持した。
- ④ 各部・事務所等においては、情報管理整理役職表を適切に更新するとともに、第1四半期中に情報管理状況の点検を実施していることを確認した。  
点検については、情報の適切な取扱いを確保するため、業務上取り扱う者に対して、情報管理のルールを認識させるよう点検項目を追加した。  
情報管理整理役職表については、令和3年度一般監査での指摘を踏まえ、再度、情報管理状況の点検を促し、適正な情報管理の周知徹底を図った。
- ⑤ 技術提案書等については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないよう、書類の手渡し、パスワード付きのファイルでのメール送信等の方法による送付、施錠できる場所での管理、履行確認後速やかに裁断するなどにより確実に処分することを徹底し適切に管理した。

各事務所等が行った主な取組みは以下のとおり。

- ・ 情報管理の点検時にあわせ、情報管理責任者全員に対し、情報管理のルールについて勉強会を行った。
- ・ 事務所、出張所及び監督官詰所の書類の保管状況の抜き打ちチェックを行った。

### ■ 評価

発注事務に対する国民の信頼を確保するため、不正行為が起きにくい入札契約手続きと情報の漏洩等防止のための適切な情報管理を実施していく。

## 6 内部監査の実施

令和4年度一般監査実施計画において、コンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止取組状況を重点監査事項に位置付け、内部監査を実施する。

### ■取組み

「令和4年度一般監査実施計画」に基づき、10事務所を対象に実施した。  
一般監査ではコンプライアンスに関する重点項目として、次の項目を監査した。

#### 【中国地方整備局の重点項目】

- ・コンプライアンス推進計画に関する取組
- ・ワークライフバランスの推進に関する取組
- ・行政情報の適正な管理に関する取組
- ・入札・契約事務の適正な執行に関する取組
- ・適正かつ効率的な業務執行に関する取組
- ・職場環境整備に関する取組

### ■評価

コンプライアンスの取組みの確認を内部監査の重点項目に位置づけ、監査を実施することにより、事務所等はコンプライアンスに関する取組みを再確認する機会となっているため、今後も引き続き内部監査を実施する。

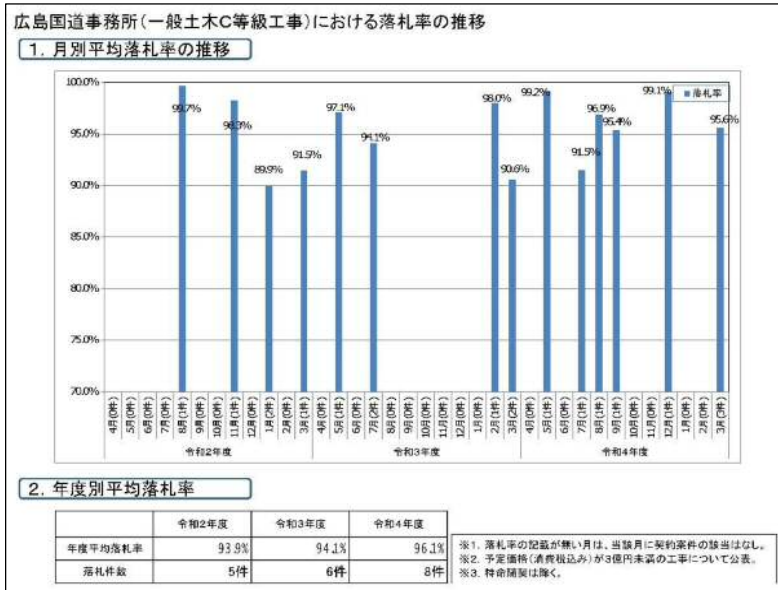
## 7 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等について、ホームページで公表し、透明化を図る。

### ■ 取組み

各事務所ごとの令和2年度及び令和3年度における月別平均落札率、受注業者ごとの当初契約金額及び受注割合をホームページで公表した。  
令和4年度落札分については、各月の平均落札率を翌月、ホームページで公表した。

### ■ ホームページ抜粋



広島国道事務所(一般土木C等級工事)における各年度毎の受注業者ごとの当初契約金額および受注割合

NO	企業名	令和2年度 契約件数	令和2年度 当初契約金額(円)	令和2年度 受注割合(%) (企業の当初契約金額/事務所の合計 当初契約金額)	NO	企業名	令和3年度 契約件数	令和3年度 当初契約金額(円)	令和3年度 受注割合(%) (企業の当初契約金額/事務所の合計 当初契約金額)
1	宮川興業(株)	1	297,000,000	22.1%	1	(株)混治組	1	275,000,000	20.4%
2	(株)湖沼組	1	275,000,000	20.8%	2	(株)加藤組	1	265,320,000	19.7%
3	(株)砂原組	1	263,450,000	19.8%	3	緑建設(株)	1	242,680,000	18.0%
4	緑建設(株)	1	254,870,000	19.0%	4	(株)砂原組	1	204,050,000	15.2%
5	(株)増岡組	1	252,780,000	18.8%	5	山藤工業(株)	1	185,350,000	13.8%
6				0.0%	6	(株)網本工業	1	173,547,000	12.9%
7				0.0%	7				
8				0.0%	8				
9					9				
10					10				
11					11				
12					12				
13					13				
14					14				
15					15				
16					16				
17					17				
18					18				
19					19				
20					20				
合計		5	1,343,100,000		合計		8	1,345,927,000	

※1. 予定価格(消費税込み)が3億円未満の工事について公表。  
※2. 特命随契は除く。  
※3. 企業の当初契約金額が大きい順に掲載。

### ■ 評価

公表にあたり応札状況(月別平均落札率の推移、年度別平均落札率、各年度毎の受注業者ごとの当初契約金額及び受注割合)を確認することで不正を発見できる機会となっている。また、結果を公表することで不正発生の抑止効果も期待できるため、今後も引き続き、事務所ごとの応札状況の透明化を実施していく。